

昭和二十二年八月五日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 加藤 勘十君

理事 辻井民之助君 三浦寅之助君

理事 高上善五郎君

理事 田中 稔男君 館 俊三君

理事 前田 種男君 山花 秀雄君

理事 尾崎 末吉君 小林 運美君

理事 寺本 齋君 石田 博英君

理事 栗山長次郎君 村上 勇君

理事 吉川 久衛君 網島 正興君

出席國務大臣 米窪 滿亮君

出席政府委員 厚生事務官 吉武 惠市君

委員外の出席者 議員 加藤シヅエ君

本日(の)會議に付した事件

勞働省設置法案(内閣提出)(第二二號)

○加藤委員長 前會に引續いて開會いたしました。委員外加藤シヅエ君から發言を求められております。これを許可します。加藤シヅエ君。

○加藤シヅエ君 私はこの勞働省設置法案の中の第七條に婦人少年局が設置されるという條項のあるのを拜見いたしましたのでございますが、私どもは今日の日本の民主化のためには、長い間封建制のために、經濟的にも、また法律の上でも、あるいは實質においても、あらゆる面で男子より劣つておる

と認められておるところの婦人大衆の地位を、男子のそれと同じところまで向上させるということは、日本民主化にとつては急速に行われなければならない非常に重大な仕事の一つであると考えております。この際に婦人局というものを新しく設置されますところの勞働省の中に設けられまして、そうしてこの婦人に對する一般行政を繼續的に研究調査の上に立つたものとして、婦人の行政を一元化するために婦人局が設置されなければならないというところを考へておつたのでございます。ところがここに、このたび提出されました勞働省設置法案の中における婦人局というものの地位は、婦人局單獨ではなくて、婦人少年局という名稱のもとに規定されておるのでございます。これを拜見いたしましたので、私どもはただいま申し上げましたような、婦人に對する婦人行政の一元化ということが日本の民主化にいかん重大であるかというところを考へますときに、婦人少年局というよりな名稱のもとに、昔ながらの女子供というよりな觀念のもとに、この大きな婦人行政がこういふ小さい局の中にまとめられておるといふことを拜見いたしました。はなはだ不滿に感じておるのでございます。

その理由を考へてみたいと存じます。これを考へてみますときに、まず最初に考へられますことは、この勞働省設置法案の中の婦人少年局の構想というもの、は、あくまでも婦人というものに対する大きな婦人行政の一元化というところに立つておられませんか、ごく一部の勞働婦人、あるいは一部の婦人問題をごく断片的に取上げるというよりな構想のもとに立てられましたか、婦人少年局といつて少年勞働の問題とこれを結びつけられたのではないかと、こう考へるのでございますが、少年勞働の問題はもとより大切な問題でございますけれども、婦人大衆の一般の行政というものと比較いたしましたときに、その人口に對する比率から考へましても、婦人は全人口の半ば、あるいは半分以上を占めておる人口を對象とするものであり、少年勞働の問題はごく一部分の問題に過ぎないのでございます。こういふような比率から考へて、不均衡な二つの問題を一つの局に押し込めるといふことは、はなはだ不適當だと私は考へております。そこでこういふような婦人行政の重大性というところを考へてまいりますときに、もう一度ここで検討されなければならぬのは、婦人少年局の中に含まれたところの婦人の問題というのは、ここに書かれたところを見ますと、はなはだ曖昧でございます。勞働婦人の問題を對象としておられるように見られますし、あるいは一般の婦人の問題を含めておられるようにも見られるのでござい

すけれども、その整理の仕方が非常につきりいたしておりません。そこでもう一度この際、この婦人局というものは、特定の職場をもつておられるところの勤勞婦人及び農村に働いておられるところの農村の勞働婦人、それから一般に家庭勞働に従事しておられるところの主婦、そういう廣い觀點に立つ婦人大衆というものをほんとうに對象としておられるかどうかということをはつきりさせていただきます。

それからもしそれをつきりしていただきたならば、今申し上げましたような婦人大衆の地位の向上、あるいはその啓蒙指導の重大性ということ考へますときに、これを少年勞働の仕事と一緒にしておくことははなはだ不適當と認められますので、將來これを分離して單獨の婦人局というものを設置していただきたい。これについて政府にその御意思があらむか、どうか、この點を最初に承りたいと存じます。

○米窪國務大臣 婦人問題が單に勞働婦人の問題ばかりではなく、一般の婦人問題を含むことになる觀點から見るに非常に重大であることは加藤さんのおつしやつた通りであります。なぜ少年といふものと一緒の局にしたかという質問ですが、政府といたしましては、憲法で男女の別なく權利も認められ、社會的地位も認められておりますが、實情においてはやはり婦人の地位なり、權利なりがまだ、現實の問題としては男子と同じようになつておらない。この嚴然たる事實はやはり質問者も認めておられることだらうと思ふ。同様に年少者の問題も、これまたまだわが國においては十分な政府の保護を要すべき段階にあることも事實でございます。こういふうぐあいに婦人といひ、年少者といひ、ともかくも政府がその施策において相當保護を加へべき餘地のあるところを認めて一つの局にしたのでございまして、理想を言へば、婦人局と少年局というおの／＼獨立した局を設けべきであります。今日の日本の情勢においてはとりあえずこれを一つにまとめまして、そしてゆく／＼婦人問題が重大化し、さらにこれに對する政府の施策が、當然獨立局としていかなければならぬ段階に至つたときには、婦人局という單獨の獨立した局を設けたい、こういふうぐあいに考へております。分課規程におきましても婦人少年局を三つにわけまして、婦人勞働課と少年勞働課と婦人課、こういふうぐあいに三つにわけられておるわけでありませぬ。このわけ方から見ましても、いかに婦人少年局の事務が婦人に重點をおいておるかということがおわかりになるだらうと思つたのでございます。そこで一應御參考までにこの分課規程の婦人少年局のところだけを讀みますと、婦人勞働課については、これは多く申し上げなくても、すでに御研究のいつておられる質問者にはおわかりだらうと思ひます。また少年勞働課についてもここで讀み上げることが省略しますが、婦人課については「婦人の地位の

向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項、但し婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。二は「労働者の家族問題に関する事項、但し法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く」三は「婦人の地位向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行發表の資料整備に関する事項」一應このようにいふにきめておきます。ここで他省の所管に関する事項は、御承知の通り文部省なり厚生省において、すでに婦人問題を取扱つているところがあるのでございまして、これらについては、そこでいろいろ事務を取扱うことについては、何ら労働省としてこれに干渉するものではない。しかしこれらの省で扱わない問題で、婦人労働以外で扱ふべき問題があるの、これらの問題は婦人が婦人問題の窓口行政の中心になつて、そこで連絡をして一切を取はからつていく。こういう構想であるということをご承知願ひたいと思ふのでございませ

す。  
○加藤シヅエ君 今の米窪國務大臣の御答辭を承りましたが、私が承りたいと思ひました婦人の行政というものの重要性ということ、少年の労働の問題と比べものにならないほど重い比重をもつものであるから、これはどうしても、將來單獨の婦人局にしていただくなくてはならない。それから婦人局の中に含ますならば、小児の問題、生れたての赤ん坊から學齡に達するまで母親の身近に置いてある小さい子供の問題、小児の問題は將來婦人局

の中に含めても適當であらうと思ひますけれども、少年労働の問題も保護されなくてはならないし、婦人の問題も保護されなくてはならない。二つの要保護階級をここにただ集めたというのでは、構想上はなほこれは十分でないと考えますので、將來はそういう見地から婦人局というものを、もう少し擴大發展させるといふお考えをおもちになるかどうか、こういうふうに向つた次第でございませ。將來のことを伺いたいでございませ。

○米窪國務大臣 將來のことは先ほど一應お答へしたのでありますが、少年問題はなほ婦人少年局というところを取扱つかうことは、御指摘のようには、幼児の問題は、考えようによつては一つの婦人問題でございませから、お説の通りこれは當然一般婦人問題として扱ふべきだと思ひますが、同時にこういうこともお考え願ひたい。労働基準法がありまして、労働基準法によつては、いわゆる少年労働といふものに對する、あるいは婦人の深夜業などに對する禁止、制限の條項がある。どうしてこれはある局の中でこれを取扱ふ別の局を設けなければならぬ。そこで一應これは先ほどの説明で申し上げたように、婦人少年局という局へおさめていくことが行政上都合がいい。こういうことで一應おさめたのでございませが、しかし將來婦人局が取扱ふ問題が非常に廣汎かつ重要になつていけば、當然婦人局といふものは分離して設けなければならぬ、こういうふうに考へておられます。

○加藤シヅエ君 それでは私は次の質問に移りたいと思ひます。私の次の質問は、ただいま米窪國務大臣の御説明

になりましたように、ただいま計畫されておりますところの婦人少年局の中の分課規程について、婦人の問題をどういうふうに取り扱つかうかという御説明を承つたのでございませが、私はあくまでもこの婦人の問題の重大性を考え、過去において婦人の問題がどういふふうに取り扱われておつたか。今度はその缺點を是正するために婦人局ができたのであると考へておられます。婦人の問題は、過去におけるように分散されておりましたり、あるいはそのとき々の思ひつきのようなものからでき上つていたのでは、婦人大衆の地位の向上、あるいは指導というふうなことはどういふ多くを期待することができないと存じます。この觀點から婦人の問題は、あくまで分散させないで一個所に集中させておかなければならぬ、そこに集中させて、そこで行政を行わなくてはならないというのがほんとうの婦人局の建前であると考えます。けれども問題は多岐にわたつておりますから、それがいろいろのほかの役所に

において取扱われるように法律の上で規定されておられます以上、それに對して一應お答を全部申し上げておきます。このことは、事實上できないことだと存じます。しかし婦人局に婦人の問題を集中させながら、法律上ほかの省の仕事を干渉しないといふ建前が、どうして集中し、統一し、行政していつたらいいかということにつきましては、私はこの分課規程ではなほだ十分であると考えておられます。それ私も考へておられますのは、建前だけとはかくこの婦人局の中に全部集中して、系統的に、文化的に一應婦人に必要な仕事を全部ここに集めていた

だきたいと思ふのでございませ。まず第一に婦人に對する教育という問題がきまされては、社會的教育がまず第一に考へられます。社會教育につきましては家庭上の教育と、社會における婦人の地位向上をはかるための社會教育、そういうことに對する根本的政策の樹立を行わなければならぬ。それから學校教育におきましては、小さい子供、幼稚園に對する監督から小學校、中學校、專門學校、大學、これら文部省の所管の仕事に對する監督、または參與というふうな形式を一つに打ち立てる必要があるのではないかと考へられます。こういうふうな教育におきまして、今日ではこのほかに女子醫學專門學校、女子藥學專門學校、看護婦養成所、こういうふうな婦人に密接に關係のある重大な問題が厚生省の所管となつておられます。そうすると一つは文部省にあり、一つは厚生省にあるといふようなことで、先ほどから申し上げておるところの婦人行政の一元化をはかるための工夫が、ここには何らなされておられません。そこでこういうふうな問題を、みな婦人局において一應政策を樹立し、あくまでもほかの役所の仕事に對しても、參與というふうな形式をもつて絶えず連絡調整し、參與という範圍においてある程度の發言權さへももてるというふうな機構をおつくりになる意思がないか。將來はぜひそういうふうにしていただきたいと考へるのでございませ。またここにも婦人問題の研究をするといふことも書いてございませが、これは相當たくさんの方算をもつて、廣範圍に専門家をもつて、この婦人問題の繼續調査と

いうことをしていただかなくてはならぬと存じます。婦人に對するなにか思いつきで、その場限りの行政をやられるといふことは、婦人にとつて非常に迷惑でございませ、あくまでも婦人行政は正確な統計調査に基いて行政をしていただかなくてはならないと存じます。小さい子供たちに對する問題も同様でございませ。また婦人労働に對する行政も、今度は労働省に全部集中されるということは非常に結構でございませけれども、この問題については、特に婦人の労働問題については、今後とも繼續的な調査や研究がなされていかななくてはならないと存じます。さらに大切なことは、今日の婦人の生活を指導し、保護するためには、多くの社會施設がつけられなければならぬと存じます。この社會施設の問題が今日はまだ、みな厚生省の管轄の中に殘されておるといふような形でございませ。これではほんとうに婦人の指導をするために、肝腎の社會施設の問題に對して婦人局が何らあつたところがないといふようなことでは、決して婦人行政に期待することができないと存じます。そこで私どもは、どうして

でも先ほど申し上げましたような連絡調整というの上で、さらに參與といふような形式をここで立てていただきたいといふことを切望いたしておるのでございませけれども、こういうことについて當局はどういふふうにお考えでありませうか。

○米窪國務大臣 加藤さんの御質問の通り、そういう機構を設けるということも一應考慮をいたしておられます。ただ問題は、文部省あるいは厚生省において、私の知つておる限りにおいて

だ問題、文部省あるいは厚生省において、私の知つておる限りにおいて

は、婦人問題に關する局も課もない、しかしその問題を取扱う係り、そのういつたところへ労働省側から參與を要するといふことについては、多少とも交渉というか、協議が必要と考へるのでありまして、それは労働省發足後においては御趣旨の通り交渉してまいりたいと存じます。これを要するに、問題は機構をどうするかということより、いかに機構が完備しておつても、この局長になる者、あるいは婦人少年局の課長になる者が、いかにその實をあげるかということがきわめて大切なことでございまして、各省にまた局がないときに、労働省だけに――まあ名前には婦人少年局であるが、實際は婦人局とも稱すべきものができた場合においては、その局長あるいは課長が、實際に婦人問題を著々として實效のあるような行政をやつていくときには、現實の問題としては、それが日本の全國の婦人問題の中心の行政部門になつていくということはお解りかと思つております。問題は機構よりも、その局の行政を取扱つていくところの實際の仕事がうまくいくかどうかということだと私は考へております。もちろんそれがためには、法制的に考へると機構も必要でございますから、他省に關する問題については今後他省と十分の了解のもとに、參與制その他のあるいは諮問機関、そういうものをつくつていきたい。また労働省そのものについては、婦人局に對して諮問すべき機関が當然必要だと考へております。これについては目下考慮中でございます。

○加藤シヅエ君 最後にもう一つ承りたいと存じます。それは今度の婦人少年局設置の過程においても、私どもが非常に遺憾に存じておりましたことは、こゝろいふものができずとときに、民間の多くの婦人たちが、いろいろの希望やあるいは研究をもつておられたが、そういうものが反映されるのが非常に少なかったことは遺憾であつたと存じます。それで私は將來ともこの婦人の問題に關する限り、今日のことろどうしても婦人自身の方がよりよい知識をもつておられますし、實情についても通曉いたしておられますので、今後この婦人行政に關する運営は、どうか一つの諮問委員会というふうなものを設けていただきまして、廣く民間人から婦人の問題に對する研究調査を行つておられる者をそこへお集めになつていただきまして、その諮問委員会が婦人行政に對する最高方針を決定する、そしてその最高方針に基いて役所がその運営をなすというふうな形式を願ひていただきたいということが私どもの希望でございますが、これに對して當局はどのような御見解をおもちでいらつしやいますか。

○米窪國務大臣 それについては先ほどもすでに私からお答えした通りでございます。至急そういう諮問機関をつくりたいと思つております。すでに先日も――これは全部の婦人團體というわけにもいかなかつたのですが、東京方面における一、二の婦人團體の代表者にお集りを願つて、この法律案が施行される際において、いかに施行細則などをきめなければならぬかという點について、忌憚なき婦人團體の代表者各位の御意見を伺つたようなわけでございます。當局としては、この婦人問題については相當の關心をもつてい

るということをお解り願ひたいと思つております。○加藤シヅエ君 もう一つ伺います。婦人の問題に對して當局が相當に關心をおもちになつていらつしやるということについては、私も確かに認めます。それではこの婦人少年局に對して、どのくらいの豫算をお見込みになつていらつしやいますか。

○米窪國務大臣 労働省の發足が大體八月の中旬から下旬と考へておられますが、目下大藏省と折衝中で、まだほんとうの本きまりにはなりません。大體において八、九、十、十一、十二、一、二、三というこの八箇月に對して約一千萬圓という豫算になつております。大體このへんで折衝ができる、こゝろいふうちに御了解を願ひたいと思つております。

○加藤シヅエ君 それでは最後にもう一つ希望を申し上げておきますが、お役所では何か一つの機構ができましたら、一つの法律ができましたら、それらにほんとうの精神が入つておりましたら、ほんとうにそれが正しく運営されて、初めてその效力を發揮するのでございまして、この點は過去におきまして、今まで婦人に關する限り、婦人の方から要求の聲があまりと、何か法律ができるけれども、それが非常にお座なりでございます。結局婦人を救つてくれなかつたということをおもは経験いたしてあるのでございまして、たとえば生活の途のない母親が非常に困つて途方に暮れて親子心中をする、その親子心中の救が非常に殖えてから初めて母子扶助法というふうな一つの法律ができたけれども、その法律によつてどれだけのお金が下されるか、そのお金はあまりにわずかで、そのお金を受取りにくところの電車賃の方が高くなつてしまつたというまじ、その受取るお金の金額があげられなかつたというふうな一つの例をみましても、ただ一片の婦人少年局ができたから、婦人や少年が保護されるというふうには私どもは考へません。あくまでもそれに對して十分税を入れて運営をしていただくということが、私ども婦人大家の希望であるといふことを申し添えて私の質問を終ります。

○辻井委員長代理 網島君から發言の通告がありまして、今ちよつと席を離れておられますので、呼びにいらつておられますから、しばらくそのまゝお待ち願ひます。――それでは網島正與君に發言を許します。

○網島委員 この労働省設置法案の第一條を見ますと、「労働者の福祉と職業の確保とを圖り以て經濟の興隆と國民生活の安定とを寄與する」といふこととでございますが、經濟の興隆、從つて國民生活の安定、こゝろいふ問題に對して、労働省において今までのことに寄與するところの少なかつたことをば、こゝろいふ方策をするんだといふ具體的な御説明を願ひたいと思つております。立法の第一條の趣旨の具體的な御説明を願ひたいのであります。

○米窪國務大臣 それは労働委員會の最初の日から提案の趣旨を御説明申し上げました、その當時網島さんお申し上げなかつたと思つて、時いでにならなかつたと思つて、時間の關係で簡単に申し上げました。今日は日本の經濟はいわゆる危機であり、崩壊の一步手前である、この際この生産増強ということが經濟危機を救う唯一の途だと思つて、生産を

増強するためには、資材の面においても資金の面においても、なか／＼十分に効果が出てこない。そこで政府としては生産性の高揚、労働能率の十分なる發揮ということが必要である、それには労働者のために福祉と、その就職の機會をなるべく確保するという政策をとる必要がある。こゝろいふことで、それによつて生産性の高揚をはかつていきたい。これが第一條に掲げておられる趣旨でございます。それがためには各種の労働政策を實現しなければならぬ。たとえば就職の斡旋、あるいは勞務配置轉換の強化であるとか、さらに失業者に對する對策、そういうことをしてしなければならぬのは、今までの法制上その他の方面においては、十分にそれが統一して一元的な政策を採れないといふことで、こゝろ各國の事例も參照して、そういう問題を特に取扱わなければならない省を設ける必要がある。こゝろいふ觀點から労働省を設置するといふことになつたのであります。

○網島委員 ちよつと私疑問に思つておられますのは、労働省の福祉といふことと職業の確保といふことに重疊をおいてあるやうであります。これはもちろん非常に大切なことでございまして、労働性の向上をはかるためには、そのほかに實は基本的な何らかのお考へがございませぬかどうかということ、實は端的に伺ひたいのでございまして、つまりあまり労働性が低下して、どちらかというところ高率組織のようにならなかつておつて、國家からいへば非常にゆゆしい状況になりつつあるものであります。これに對する立法に關して何らかの劃期的な御意思もござ

いまして、こゝろいふ趣旨を御説明申し上げました。その當時網島さんお申し上げなかつたと思つて、時間の關係で簡単に申し上げました。今日は日本の經濟はいわゆる危機であり、崩壊の一步手前である、この際この生産増強ということが經濟危機を救う唯一の途だと思つて、生産を

いませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

を伺いたいと思つておるわけでありませぬか、それを伺いたい。こういふ趣旨が主なる質問の要旨でございますが、さういふ趣旨を、いさゝか、労働者の幸福になるようなことをするとか、あるいはなるべく失業者がな

いように職業の斡旋をする、こういうことに止まるのであります。そのほかに、こういうことで労働性を高揚していかねばならぬという御方針がございませうか、それらのこと

な問題を處理していきたい。こういふ趣旨に考へておるのであります。○網島委員 大體御趣旨はわかりましたので、その次の點をお伺いいたした

ので、私は農民の立場から伺つておきたいのであります。労働者といふこと

でいふ／＼なものがございませぬか、労働者の管轄する労働者といふもの

の範囲は、いわゆる賃金労働者の範囲を指したものでございませぬか

かどうでございませぬか。○米窪國務大臣 こゝで労働者といふのは、憲法には勤勞といふ言葉を使

つておるのであります。労働者といふのは、御承知の通り、今日労働省の

管轄には農民を含まない、それから船員労働も、これまた提案のときに御説

明した事情によつて労働省の管轄には一應含まない。將來のことはともか

くも含まない。そこで主として工業に働いておる労働者、鑛山に働いておる

労働者、その他一般の運輸省等所管してないところの、あるいは農林省等

で所管してないところの労働者、さういふ一般の日傭労働者、あるいはイン

テリの知識労働者、さういふもの全部を考慮してあります。たゞ問題は

は、農民と船員は今申し上げたような事情で一應省いた、さう御了承願いた

さい。○網島委員 こういふ範圍はどうか

なんでしょうか。たとえば林業でございませぬか。たゞは林業でございませぬ

か。伐採など大仕掛にやつておられる方々の現場労働者がございませぬか

か。さういふものは労働省の管轄に属しませぬ御見解でございませぬか

か。たゞは林業でございませぬか。伐採など大仕掛にやつておられる方々の現場労働者がございませぬか

思うのでございます。

○石田(博)委員 現在まだ労働省が設置されておませんが、そういう國務大臣が遺憾と認められた行動についての政治的責任は、現在の段階においてはどなたがとりになることになるのですか。

○米窪國務大臣 責任という大きくなりませんが、もしも遺憾であるという点において私と同じ考えであるならば、おそらくその問題に上つておる省の大臣が遺憾の意を表すべきである、こう考えます。

○石田(博)委員 それから現在労働組合側では労働協約違反であると言つておられる。そうして逓信省では労働協約違反でないという解釋をとつておられます。その間において決定は、いづれ中央労働委員会にかけられることになると思ふのでありますが、問題は、逓信省においてはそういう状態において進行しておると聞いておられますけれども、労働省におきましては、これは私も人ずては聞いたことであつて、改めてお伺いしたいことでありまして、改めてお伺いしたいことでありまして、労働省におきましては従業員組合側から同様の抗議が出て、水谷商工大臣は労働協約の違反である。つまり手帳上の誤りをみすから承認されて謝罪の意を表せられた結果、労働省においては半ドンを実施しないということになつたというふう聞いておられますが、労働省の事情及びその他の省においてはどういう状態になつておられますか、その事情をお伺いしたいと思います。

○米窪國務大臣 私の知つておる範囲では、今まで問題の起つたのは労働省と逓信省ですが、逓信省はいろいろぐ

あいに解釋しております。またその解釋は正しいと思ふのですが、なるほど労働協約も締結されておる、また経営協議会もある、ただ労働協約であるという従業員の言分に對して、官廳の方では、官廳の服務時間については労働協約においてきまなくてもよく、この限りには、この労働協約の一種である、こゝを解釋しておるのです。いづれその解釋の相違は中央労働委員会が裁決すると思ひます。労働省においては、水谷君から聞いたによれば、決して謝罪したのでもないで、ただなせ経営協議会に話つてくれなかつたかというところを従業員から言われて、なるほどそれはおれの手落ちだということでも、まあそれやましいことを言わなくても、それでは半休を取消して適當のときに君らに休暇をやるからいいではないかということ、お互いに談笑裡に問題を解決した、こういうぐあいに考えておられます。

○石田(博)委員 問題になつております大正十一年の閣令、その閣令を出した時代と今日の時代とはまつたく異なつております。しかも今日は、先日來しは、この委員会においても議論の對象になりました通り、労働の生産性を高揚して、労働者といへどもその自己の義務を完全に遂行するといふことが最も強く要請されておる時代であると考へております。従つてその範となるべき、またその中核となるべき國務を遂行するところの官公廳において、

て、まつたく時代の違つたときにきめられた閣令をそのままいつまでも生かしておくとすることは間違ひであると思ひます。従つてこの大正十一年の閣令を取消されるか、あるいは變更される御意思はないかを伺います。

○米窪國務大臣 私とその所管の省の責任者でないのから、はつきりしたことは言われませんが、閣議においても、もうそういう古い閣令については永続すべきでないではないかという意見もあるのではないかと考へておる。またそれを廢止するところまで意見がまとまつておりません。これは至急何とかけりをつけなければならぬ、こういうぐあいに考へておられます。

○石田(博)委員 次に逓信省の問題が、中央労働委員会において、労働協約違反であると決定いたしましたならば、これは當然給與の問題になつてくると思ふのであります。そうしてまたその場合問題の解決は、正規の時間以外のものに對する居残り手當なり何なり支給によつて解決すると思ひます。労働協約違反でないという建前をとつておられるのであるし、またそういう決定があつた場合においては、この問題の解決は、あるいは責任は、どういふふうになるか、あるいは責任は、どうか、それが一種の爭議行為である、豫告を伴わないところの爭議行為として、労働法の違反事件になるというふうな見解もとられておる。そういう場合に對しては、いろいろ問題はいろいろいふに處置せられるおつもりであるか、それを承りたいと思ひます。

○米窪國務大臣 これはお説の通り、もし労働協約でないとする、空惠の

中央執行委員会が各支部に出した指令は、まだはつきりはわかりませんが、あるいは労働法の三十七條に抵触することになるかも知れぬ。これらの解決は全部あげて中央労働委員会において扱つたらうと思つておられます。これはいづれになるかわかりませんが、労働協約の違反になるか、あるいは労働協約の違反にならないか、また違反になつた場合においては、あの指令はすべからずかといふことも、すべてあけて中央労働委員会に判断に任じておる現状でございますから、今直ちにその責任について、甲の場合の責任はどうか、乙の場合の責任はどうかであるかといふことを、この機会において申し上げたいと思ひます。

○石田(博)委員 しかし政府は現在労働協約違反でないという建前においてこの問題に對處せられておるはずである。従つてその建前から當然生ずべき事態については、あらかじめ考へておくべきは、あらかじめ考へておくべきである。政府の建前と違つた決定がみられたときにおいては、それを對して臨機應變の處置をとられるといふことはわかりませんが、しかし現在とつておられる建前から、當然来るべき事態についての政府の考へ方といふものは、あらかじめきまつておくべきものであると思ひます。それからもし労働協約違反であると決定をされました場合には、當然先ほども申しました給與の問題になつてくる。そういう場合には、その給與は他の官廳にも及んでくるものであるか、それとも拒絶しておるといふことになるか、あるいはその給與を受けることになるか、あるいはもしそういう事態になつた場合に

○米窪國務大臣 これは三木君の意見を聴かないと、私ここで申し上げられません。大體官廳毎に服務規律があるので、もし労働協約でないという場合に對しては、當然服務規律に背いたといふことになる。また中央執行委員会から出した指令が争議行為であるといふことに解釋がなつたときには、三十七條によつてそれに対する處分が行われるか、いづれか、そういうことが想像される。そこで今度反對に労働協約であるといつた場合においては、空惠の中央執行委員の命令によつて半ドンをやつておるものは問題が起りませんが、その指令に従はず半ドンをして仕事をしておるものに對しては、時間外手当といふものが當然支給されることになるでしょう。そうしてそれが逓信省において成り立てば、當然ほかの省も同じ關係において支給しなければならぬといふのが常識だと考へておられます。その場合の額については、はつきりしたことはわかりませんが、逓信省だけで約八千萬圓、こういうぐあいに聞いておられます。

○石田(博)委員 先般逓信省あるいは鐵道省の従業員諸君に對して加配米が配給になりました。その加配米は重労働を行つておられる方に對して給せられるものであると私は承知しております。従つてこの重労働といふものは労働の種類に關連することはもちろんであるが、當然時間とも關連して考へなければならぬ。いかに過重な労働であつても、一般水準の半分以上の労働時間しか勤務していない人に對して依然

おいては、この給與の總額といふものはどのくらいの見當になるか、およそのお考えを承りたい。

○米窪國務大臣 二七

として加配米を給するつもりであるか、またそれを正當なものであるとお考えになつていらつしやるかどうか、お答えをいただきたい。

○米産國務大臣 この間の特別加配米といふのは、あの時だけの處置でございまして、これは買出やその他のためにその職場を離れる者が續出しておつて、かくしては遞信事務及び鐵道事務が停頓して、運輸通信が局部的に麻痺状態に陥る危険が多分にあるといふので、臨機の處置としてさういふことの起り得る地方、また特に東京方面と比べて物價が非常に高い地域、たとえば京阪神であるとか、北九州であるとか、北海道であるとかいふような地方において働いている遞信従業員の、特に重労働と時間外深夜業に従事している者、すなわち地域で制限され、さらに労働の性質によつて制限される一部の者に、以前の加配米の率が減されたものだけ特にこの際につかみでもつてわたす、さういふ一時的の非常手段である、さういふぐあいに御了承願ひたいと思ひます。

○石田(博)委員 買出しやそのほかのために事務が滞るといふことは、必ずしも鐵道、遞信に限つたことではないのであります、そのほかの重要な産業、あるいは重要な機關、あるいは官廳であつても同様であるいは同様以外の條件に苦しんでいる場所またはところが當然あるはずだと思つてゐる。それをことさら遞信省及び鐵道省にこれを限つたといふことは、やはり先ほどもおつしやしました労働の種類及び時間に関係して出されたものであると解釋せざるを得ない。労働の種類には變更がないといふことは當然であります

るが、労働の時間は現在半ドンを實施してゐる。他の労働者諸君よりは半分以上の時間しか労働していない。さうなるに加配米の率をもとに直す理由、あるいは方法はどうかであらうかと、特別の處置をとられる根拠はすでになくなつたものと私もは解釋する。従つて當然正規の手續をふまずに、労働組合の意思によつて半ドンを強行している人たちに對して、この加配米をやるといふことについては考え直さなければならぬと私もは考えてゐるのですが、ただいまの大臣の御答辯では満足できません。従つて改めてお伺ひしたいと思ひます。

○米産國務大臣 この問題は半ドン問題が起る前に決定されたものでございまして。繰返して申し上げますが、深夜業をやつてゐる労働者、重労働、運輸大臣及び遞信大臣の説明しておられる重労働の範圍がどういふものであるかといふことまかいは、私承知しておりませんが、おそらく各省ごとにこれが重労働である、これが輕労働であるといふ區別はあると思ひます。深夜業に従事してゐるものについては半ドンの問題も何も起りません。ただ重労働をやつてゐる者で半ドンをやつたものについては、これをやるようにするかわらないようにするかといふことは、所管の大臣の意見を聞くまでは私ここでちよつとお答えはできません。

○石田(博)委員 その問題は所管大臣に改めて別の機會にお尋ねすることにしたしまして、次にお伺ひしたいことは、この労働省設置法案の中には、先般來いらくの委員から議論がありまして、保護面については規定はたくさんある。しかし労働者の生産性の

向上あるいは教育の徹底についても、労働省はその責任をとられるという建前にあると承わつております。従つて労働の生産性が極端に低下したり、あるいは國家産業、あるいは國務の遂行に多大の障害を及ぼすような事態になつた場合には、これは今後においてもやはり労働省の責任と解釋してよろしいかどうか、それを承りたい。

○米産國務大臣 それは御承知の通り、労働省設置はこれの理由によつて設置する、また設置した方がよろしいといふ意味の官制に関する法律案でございまして、労働省が生れた後に労働省の策をやつていくかといふことは、一應關連があるようではないように解釋するのであります。それでお尋ねの點は、せつかく労働省ができてからいかに場合によつてするかといふ御質問だと思ひますが、それについては當然今までの法規が適當のときにおいては適當の方法によつて改正されるのはやむを得ない、さういふぐあいに考えております。

○石田(博)委員 私の質問はこれで終ります。なお希望ですが、木曜日に遞信大臣にこの委員会に御出席を願つて、ただいま米産國務大臣から御答辯を得られなかつた點について御答辯を願ひたいと思ひます。

○辻井委員長代理 そういふふうにはからいたいと思ひます。それでは本労働省設置法案に對する質疑はこれで打ち切りたいと思ひますが、御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○辻井委員長代理 御異議ないと認めましてさう決定いたします。なお本

案の修正案その他の御意見がございましたらば、文書にまとめて委員長の手もとまで御提出をお願いいたします。次會は明後七日木曜日に午前十時より開會いたしました討論採決したいと思ひます。なお明日午前十時より理事會を開會いたしますから、これも御承知願ひたいと思ひます。  
本日はこれにて散會いたします。  
午前十一時三十五分散會